

新型コロナウイルスの影響により国保税の納付が困難な方へ

納税猶予の御案内

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は最長で1年間、国保税の納税猶予を受けることができます。猶予を受けた期間については延滞金はかかりません。

【対象となる方】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年度同期比おおむね20%以上の減少）があり納付が困難な方

【対象となる国保税】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する国保税が対象となります。また、既に納期が過ぎている国保税についてもこの特例を利用することができます。

【申請方法】

徴収猶予申請書に収入が減少したことがわかる資料等を添付して保健衛生課国保係へ提出してください（郵送も可）。申請書は保健衛生課窓口で配布又は町ホームページからダウンロード可能です。

【申請手続の期限】

関係法令の施行（令和2年4月30日）から2か月後、又は納期限のいずれか遅い日

【留意事項】

- ・本特例はあくまでも納税の「猶予」であり、「減免」ではありません。申請に当たっては猶予期間終了後に到来する納期の分も考慮の上、納付計画を立てていただきますようお願いいたします。
- ・申請書を受理後、申請内容を精査し、承認又は却下の通知を送付します。
- ・相当な収入の減少が認められない、又は収入の減少に新型コロナウイルス流行との因果関係が認められないなどの理由等により猶予が承認されない場合があります。

<お問合せ>

北谷町役場 保健衛生課 国民健康保険係

電話 936-1234（内 2411）

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地